

經濟財政諮問會議（平成28年第16回）
議事録

内閣府政策統括官（經濟財政運営担当）

経済財政諮問会議（平成28年第16回）
議事次第

日 時：平成28年10月14日（金）17:30～18:19

場 所：官邸4階大会議室

1．開 会

2．議 事

（1）経済社会・科学技術イノベーションの創造に向けた制度改革

（2）メリハリを効かせた歳出改革の推進

3．閉 会

(石原議員) ただいまから、平成28年度第16回「経済財政諮問会議」を開催いたします。

経済社会・科学技術イノベーションの創造に向けた制度改革

(石原議員) 最初に、経済社会・科学技術イノベーションの創造に向けた制度改革についての議論をさせていただきます。

松野文部科学大臣、鶴保科学技術担当大臣、経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会の上山委員、橋本委員に御参加をいただいております。

(榊原議員) 資料1-1、科学技術イノベーションの官民投資拡大イニシアティブ(中間報告)の案ですが、御説明いたします。

基本的な考え方ですが、第1は、C S T Iの司令塔機能を強化するということ。第2は、イノベーションの阻害要因の除去ということで、制度、仕組みを徹底的に見直し、効率的な資源配分の仕組みを構築します。第3は、政府研究開発投資、対GDP比1%目標の達成ということと、大学等への民間投資3倍増を目指すということです。この3点に集約を整理しております。

次に、こういった基本的考え方を実現する3つの改革アクションですが、第1は、予算編成プロセスの改革ということで、ポイントは、S I P事業の継続・発展ということと、科学技術イノベーション官民投資拡大推進費を創設ということです。今回の中間報告案の目玉でありますので、これにつきましては後ほど改めて御説明いたします。第2は、制度改革アクションということで、この点につきましては、年末の最終報告までに詳細を詰めてまいります。第3は、エビデンスに基づく効果的な官民投資拡大のアクションプランでございまして、重要な政策課題に関するエビデンスを構築して、政策形成に活用していくということであります。

続きまして、資料2-1ですが、官民研究開発投資の拡大に向けてであります。

潜在成長力の引上げには、イノベーションの創出が不可欠であります。そのための起爆剤が研究開発投資でありまして、官も民もそれぞれの研究開発投資を格段に高めていく必要があるとしています。

そこで、科学技術イノベーション予算を抜本的に強化するための具体策について、今後取りまとめるべきことを提案しております。具体的には、1.であります。オープン・イノベーションや共同研究の大胆な推進策ということで、先ほど申し上げたS I P、I m P A C Tの継続・拡充ということと、これらのマネジメントシステムの各省事業への導入を推進するということとあります。2.では、公共調達の活用や技術開発水準評価システムの導入によって、社会実装化が明確となった研究開発投資を出資金で行えるような予算上の工夫を求めています。

この説明を踏まえまして、意見を3点ほど申し上げたいと思います。

第1は、先ほど申しました「第5期科学技術基本計画」で定められた政府研究開発投資の目標である、対GDP比1%の達成ということとあります。過去、第2期、第3期、第

4期の「科学技術基本計画」でもそれぞれ1%目標が掲げられておりましたけれども、未達に終わっております。今回こそ、これを確実に実現しなければならないと考えます。また、1%目標と併せまして、大学等への民間の研究開発投資を3倍増ということで、これも達成しなければならないということです。これにつきましては、今年4月の官民対話で私から申し上げております。経済界としては、これを確実に達成する考えであります。

2番目は、冒頭申し上げた、今回の中間報告の目玉となる、S I Pについてであります。そもそも現在のS I PとI m P A C Tは、平成21年、麻生内閣の経済政策の一環として導入していただいた最先端研究開発支援プログラム、いわゆるF I R S Tを継承したものであります。F I R S Tは、基礎から応用まで5つの領域で選んだ30の研究開発テーマを、官民の世界トップクラスの研究者を揃えて行ったということで、非常に画期的な研究成果を上げました。この後継プログラムの1つがS I Pでございますが、S I Pでは、将来、日本の成長を牽引する戦略テーマ、現在、11件を推進しています。この11件を民間出身も含めたプログラムディレクターが中心となって、本格的な産学官連携を推進しております。S I Pは、今、推進中ですが、経済界、アカデミア、官界からも極めて高い評価を得ております。そこで、まずは平成30年度に期限を迎えるS I Pを引き続き継続する、しかも、拡充するということを提案しております。特にS o c i e t y 5.0推進対応の研究テーマについては、平成29年度からでもS I Pの新テーマとして立ち上げるべきと考えております。

3番目は、各府省の既存の科学技術予算をオープン・イノベーション型に展開するために、S I Pのマネジメントシステムを導入することの提案であります。今回の中間報告案では、先ほど申し上げた科学技術イノベーション官民投資拡大推進費を創設するという提案をしております。拡大推進費は、現行のS I Pと同額以上、今、年間325億円ですけれども、これを各府省の科学技術予算の中から拠出することで組成していただく。そして、それにS I P型のオープン・イノベーションのマネジメントシステムを導入するという、併せて、C S T Iが中心となって、各府省の予算執行をリードしていく、こういった構想であります。

現行のS I P制度と今回提案する拡大推進費は、各府省の予算を拠出して推進する。拡大推進費の2本立ての施策によって、日本の科学技術予算の質は大きく向上いたします。また、民間投資も着実に拡大していくことが見込まれます。政府におかれましては、この構想をぜひ実現していただきたく、よろしく願い申し上げます。

私からは以上です。

(石原議員) それでは、まず閣僚の皆様から、御意見、御質問等々をいただきたいと思っております。

松野文科大臣、どうぞ。

(松野臨時議員) 文部科学省としても、官民が連携をして研究開発への投資の拡大を図ることは重要である、と認識をしております。

このため、国際的にも小規模にとどまっている産学官の共同研究の現状を踏まえ、指定

国立大学法人や特定国立研究開発法人を先導的なモデルとし、組織対組織の本格的な産学官連携の実現に向けた、大学・国立研究開発法人の改革を進めてまいります。また、産学官連携を進化させるための具体的方策を、経済産業省とも連携して議論し、今年の秋までに成案を得るとともに、文部科学省の研究開発制度において、テーマ設定などに民間企業に参画いただく仕組みの導入など、オープン・イノベーションを促進する改革を進めてまいります。

次に基礎研究分野であります。ノーベル賞を受賞された大隅教授の研究成果は、現在、がんなどの治療につながるものと期待をされていますが、もともとは、生物学の基礎研究から始まっています。持続的なイノベーション創出には、基礎研究への持続的な投資、若手研究者がはつらつと研究できる環境づくりが極めて重要です。

科学技術や教育に対する支出は、我が国の知的資本、人的資本のための投資として、位置づけることが必要です。政府としても、民間投資の呼び水となる政府研究開発投資、GDP 1%、総額約26兆円の実現を目指すとともに、中間報告にもありますように、政府予算全体の中での研究開発投資、人的投資への資源配分の強化について、引き続き御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

(石原議員) 鶴保大臣、どうぞ。

(鶴保臨時議員) 先ほど榊原議員から御説明がありましたとおり、今般の中間報告では、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能を強化いたしまして、官民の研究開発投資を拡大するための政策パッケージとして、資料1-2にありますとおり、まず、新型推進費を創設し民間投資誘発効果の高いターゲット領域に研究開発予算を誘導していく「予算編成プロセス改革アクション」、2番目として、分野横断的な科学技術イノベーションを実現し産業界からの投資拡大のための大学改革等、制度改革を実現していく「制度改革アクション」、そして、4ページ目になりますけれども、エビデンスに基づくPDCAサイクルの確立や投資効果の「見える化」を進め効果的に官民の研究開発投資を促進していく「エビデンスに基づく官民投資拡大アクション」、という3つのアクションを掲げさせていただきました。

こうした投資拡大をさせていただき、引き続き、新型推進費の具体的な設計、制度改革の新規施策等について検討を深め、年内に最終的な取りまとめを行わせていただきたいと思います。

この3つのアクションは、民間投資の呼び水となる政府研究開発投資、総額約26兆円の実現を前提に、更なる進化を進めていきたいと思っておりますので、議員各位の御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(石原議員) 財務大臣、どうぞ。

(麻生議員) 政府の研究開発投資につきましては、科学技術基本計画において、「『経済・財政再生計画』との整合性を確保しつつ、GDP比の1%を目指す」とされておしま

す。よく御承知のとおりだと思いますが、「経済・財政再生計画」では、社会保障関係費を除いた、いわゆる一般歳出全体の増加の目安は、今後、3年間で1,000億円程度とされており、研究開発投資につきましても、こうした枠組みの下、着実に一歩ずつ進めていくしかないと考えている。なお、企業から大学、公的機関への研究費として、今後10年間で3倍増を目指しているところであるが、民間議員の資料を見ると、2015年度は2014年度に比べて減っています。こちらの方こそよほど問題ではないかと思っており、大変気になります。

以上です。

(榊原議員) それはしっかりとやっていきます。

(石原議員) そのほか、民間委員の方からございますか。橋本委員、どうぞ。

(橋本委員) 今般、大隅教授がノーベル賞を受賞され、我が国の基礎研究力の高さが世界に示されました。大隅教授が、繰り返し、マスコミ等で指摘されているように、最初は誰も興味を示さないような研究者の自発的興味で行った研究であっても、大変大きな成果につながる可能性があり、基礎研究は長期的・継続的に支援していく必要があります。

一方で、安倍政権の目指す、世界で最もイノベーションに適した国の実現に向け、また、産業界からの提案、今、議論のあった、大学・国立研究開発法人への投資3倍増というものに応えるためには、大隅教授が言っていることとは異なる、社会的課題を強く意識した研究が重要となります。

特にこれから我が国においては、企業・大学・国立研究開発法人が糾合したオープン・イノベーションの推進、組織対組織による本格的産学連携の促進を図っていくことが極めて重要です。このような異次元の産学官連携を実現するためには、C S T Iの司令塔機能強化が必要不可欠です。

今回提案された「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費(仮称)」の創設は、これまで各省において縦割りの行われていた研究開発プロジェクトを、C S T Iが予算編成プロセスにおいて、トップダウン的に、オールジャパンとして、最適な研究体制となるよう誘導しようという画期的な構想であり、C S T Iが司令塔機能の強化を図る上で、大変重要な武器になると考えております。

今回、初めてC S T Iと経済財政諮問会議が連携して中間報告を取りまとめることに至ったところですが、今後も我が国のイノベーションシステムの実現に向けて、両者が車の両輪のように、更に連携を深めていくことを期待したいと思います。

どうもありがとうございます。

(石原議員) 上山委員、どうぞ。

(上山委員) この度の大隅教授のノーベル賞受賞の吉報は、我が国の基礎研究に対する長年の支援の成果だと思っております。一方で、基礎研究のさらなる進展については、公的資金に頼り過ぎている現状を転換していく必要がある。特に大学の財務改革を進めていく必要がある、と強く思っております。

この度、活性化委員会から出されています3つのアクション3の最初のものについてです。ここで論じられているS I P型のマネジメント、これは非常にうまくいっていると思っております。このマネジメント方式を政府全体に対して広げていくことが、C S T Iでやるべき最も大きな仕事の1つだと思います。

もう1つは、第2のアクションのところですが、300兆にもものぼる企業の内部資金こそが、我が国全体の研究開発の中心である。そして、政府の3兆円強の資金というのは、あくまで、その効果的なトリガーに過ぎないという考え方を持って、大学や研究開発法人に、大胆にプライベートセクターの関与を進めていくということ、また、そのための制度改革を進めていくことが、我が国にとっては不可欠だと思っております。そのためにも、オープン・イノベーションという政策は重要でありますけれども、とりわけ、企業と大学の研究とのマッチングファンドによる、新たな形の研究開発方式を大胆に進めていく必要があると考えていることが、1つであります。

もう1つは、アクション3でございますけれども、政府の研究開発の全体像のデータを、今、C S T Iに集約しようと努力している最中でございます。科学技術のエビデンスに基づいて、大学などの研究を民間資金にどのように結びつけていくことができるのか、また、科学技術イノベーションによる地方再生のための具体的なシナリオを、そのデータとエビデンスに基づいて描いていくことが、おそらくC S T Iにとって欠かせない仕事だと考えております。

これはある種のオープンガバメントの方向でありますけれども、今、3兆数千億円にのぼる各府省の研究開発の投資の内訳を全てC S T Iで分析し、それが一体どのようなエビデンスの力を持っているかを実証的に分析しようとしておりまして、このことは、昨年度、オバマ大統領が、オープンガバメントの一環として科学技術関係予算の透明化ということをやった、それと同様のことをC S T Iの中で試みております。

活性化委員会の提案しているこれら3つのアクションは、新たな形の科学技術政策の方向性を目指すものです。この三位一体の政策を経済財政諮問会議との合同の形で進めていきたいと強く願っております。

以上です。

(石原議員) それでは、高橋議員、新浪議員、伊藤議員、お願いいたします。

(高橋議員) 民間の資金を呼び込むためのトリガーが、政府の予算の役割だと思いますが、やはり制度を色々工夫することによってトリガーの役割を強めることができるのではないかと思います。

恐縮ですが、資料2 - 2、参考資料をご覧くださいと思います。

3ページ、限られた予算を官民投資拡大に活用する方策の提案ですが、まずは欧米で導入済みの技術開発水準評価システムを、C S T Iが中心になって策定していただきたいということでございます。

下にT R Lの各段階と書いてございますが、要は技術を基礎段階から実用、実装段階ま

で、例えばここでは9段階に分けて評価しているわけですが、こういう評価するシステムを作ることによって、実用化・事業化の研究開発については、出資によって対応することがやりやすくなりますし、あるいは防衛省の予算の研究開発であっても、基礎研究分野であれば、大学や民間の企業が入りやすくなると思います。

4ページ、これはニュージーランドのオークランド市の上水道のスマートインフラ化で2割のコストを削減した例ですが、先端技術やその開発を通じて歳出削減をすれば、財政面でも効果が上がります。まずはS I Pの事業として取り上げ、その後、公共調達を通じて全国展開することを日本でも考えるべきではないかと思います。

それから、ここには書いてございませんが、電気やガスのスマートメーターについて申し上げたいと思います。こうしたスマートメーターについては、欧州では、2020年までにメーターを設置することが義務づけられております。日本も電力会社が一応努力しておりますが、普及は進んでおりません。一方で、イギリス政府の試算によりますと、5,300万個のスマートメーターを設置することで、2013年から2030年までの間に年平均で1,200億円のコストがかかりますが、一方で、それによって2,000億円の便益が上がる。したがって、差額800億円が毎年浮いてきます。やはり科学技術を活用することの財政へのプラス影響というのも、大変大きいのではないかということを経験させていただきたいと思います。

(石原議員) 新浪議員、どうぞ。

(新浪議員) 前回は申し上げましたが、民間に現金・預金が貯まっているという事実がございます。その中で、個人も含めて民間の資金をしっかりと活用する手段として、特に米国などで行われているのが、寄附税制でございます。相続税制も含めて、寄附税制を工夫する必要があるのではないかと。例えば、寄附の損金算入限度額について上限をなくすとか、あるいは限度額超過分の複数年度繰り越しを認めるとか、このようなことで、個人も結構なお金があるので、例えば寄附をすると名前が残るなどの工夫もしながら、本来最大で55%引かれる相続税制なども考え直してみるチャンスにきているのではないかと思います。また、企業版ふるさと納税対象事業への寄附金のように、全額損金算入に加え、税額控除をメリットとして付与するなど、少しこういうものを考えて、民間のお金をこちらに回せるようなことを考えたらどうかと思います。

(石原議員) 伊藤先生、どうぞ。

(伊藤議員) 先ほど麻生大臣から御指摘があったように、確かに企業から大学へのお金がきていないわけで、ここは重要なポイントだろうと思います。結局、研究開発というのは、企業、民間の投資が入らないと大きなものになっていかないし、イノベーションの一番重要な原動力は、社会的課題の解決だと思います。環境問題もあるかもしれませんが、インフラ、水道の整備もあるかもしれませんが、社会的な問題の解決となってくると、どうしても政府のポジションと民間の組み合わせが重要で、そういう意味では、先ほど榊原議員がおっしゃったS I Pは、制度としては非常に優れていると思います。だから、ぜひ継続して、拡充していただければと思いますけれども、そういう意味で、その結果として、

民間のお金がどこまでこういう研究開発にくるかということ、定時的にしっかりフォローしていく必要があると思います。

(石原議員) それでは、今の議論はここまでとさせていただきます、この後、次の議題に移ります。

メリハリを効かせた歳出改革の推進

(石原議員) 今、塩崎大臣、加藤大臣がおいでになりました。メリハリを効かせた歳出改革の推進について、議論をさせていただきたいと思います。

高橋議員から、プレゼンテーションをお願いいたします。

(高橋議員) 集中改革期間2年目の2017年度予算では、財政健全化目標の実現に向けて改革工程表を着実に実行するとともに、公的サービスの産業化、インセンティブ改革、「見える化」の取組を強化する必要があります。年末に向け、メリハリを効かせた歳出改革の議論を諮問会議で進めさせていただきたいと思います。

重点に絞って説明申し上げます。資料3-2をご覧くださいと思います。

2ページ、右上の図表2をご覧くださいと思います。医療費の伸びのうち高齢化要因を除きますと、薬剤料の増加でその半分超が説明できます。薬剤費の伸びをどう抑えるかが、第一のポイントだと思います。

第二は、左の図表1でございます。年齢調整をした都道府県別1人当たり医療費です。これは平均すると51万円ですが、上位の福岡県と下位の新潟県の地域差は約16万円ございます。この差を半減することができれば、医療費の効率化は大きく進むのではないかと思います。しかしながら、先般、厚労省からヒアリングさせていただいたところでは、1人当たり医療費の地域差半減目標に入院費は入れないと伺いました。地域差の主因は、入院費であります。これが13万円差額を作っているわけでございます。それを考慮しないということでは議論にならないと思いますので、厚労大臣には、入院費も含めて半減目標に取り組んでいただきたいということでございます。

それから、同じページの図表3をご覧くださいと思います。オプジーボですが、肺がんへの適用拡大に伴い、患者数は新薬収載時の想定32倍以上へと大幅に拡大しております。薬価の大胆な引き下げ、効能追加などに伴う期中の再算定ルールの明確化が不可欠だと思います。

5ページに飛んでいただきたいと思います。5ページ右上の図表7をご覧くださいと思いますが、特定健診、いわゆるメタボ健診の実施率を2017年度に70%以上とするというKPIを掲げておりますが、現状は50%弱に留まっております。特に右下をご覧くださいますと、東京都を除いて、本日、御出席の閣僚の方々の地元の実施率は低いわけございまして、例えばワンコイン血液検査や健康ポイントをもっと利活用して、健康長寿を推進していく必要があるのではないかと、これを強調させていただきたいと思います。

続きまして、6ページ、医療から離れますが、図表8をご覧いただきたいと思います。これは地方財政計画、積算内訳のない枠予算が増加していることを示しております。新設された重点課題対応分を含め、成果の検証の仕組みを構築すべきだと思います。また、トップランナー方式で、残る7業務のうちから、来年度も着実に実行することをお願いしたい。まち・ひと・しごと創生事業費について、成果に応じた大胆な配分というところまで、踏み込んでいただきたいと思います。

7ページの右でございますが、自治体規模別でアウトソーシングへの取組を比較しましたが、右側は人口1万人程度の小さな自治体ですが、こういうところであっても、やれるところはどんどんやっております。例えば、体育館、特養、介護支援センターなどでばらつきが大きいわけですが、消極的な地域には推進地域の事例を横展開すべきだと思います。

次は8ページ、水道インフラの老朽化が進んでおりまして更新が待たないでございませぬが、給水人口5万人未満の事業体では、技術職は平均4人しかおりませぬ。広域化の取組が12府県では全く進んでおりませぬ。下の図のとおりでございます。早晩、持続可能性が大きな課題になってまいります。その前に、広域化を推進するとともに、例えばコンセッションなども大胆に取り入れるべきではないかという提案をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(石原議員) 塩崎大臣、いかがでございませぬでしょうか。

(塩崎臨時議員) 改革工程表では、44項目について、また、特に本年末を期限といたします11項目がございませぬが、制度改革を伴う検討事項について、私どもとして、年末までに結論を出すべく鋭意検討を進めてまいります所存でございます。今、入院医療費の問題、あるいは特定健診の推進目標の問題を御指摘いただきました。御指摘はごもっともな点だと思いますので、それを含めてやっていきたいと思っております。

それから、制度改革の検討と並行いたしまして、これは何度も申し上げておりますけれども、データ活用による地域差半減に向けた取組、あるいは重症化予防、介護予防等の取組を、全国展開、国民運動化することが重要だと考えています。都道府県や保険者が、それこそ真剣に、主体的に取り組むように、支払基金改革を突破口に、保険者改革を精力的に進めてまいりたいと考えています。

それから、御指摘をいただいている事項のうちで、革新的だけれども高額な薬剤というのが、今、世界的にも議題になっております。この間の神戸保健大臣会合でも議論になりましたが、これにつきましてはオブジーボなどではありますが、国民負担軽減の観点から、今回、緊急的に薬価を引き下げるとともに、より効果的な使用を徹底していきたいと考えています。この問題については、国内外の議論も踏まえて、イノベーションを阻害しないように配慮しながら、平成30年度に薬価制度を抜本的に見直していくと考えております。

これらの取組につきましては、今後の諮問会議でも具体的に報告してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(石原議員) それでは、まず地方から、総務大臣、どうぞ。

(高市議員) 資料3-2の6ページで御指摘いただいた点についてです。

まず、「トップランナー方式」について言及がございました。平成28年度には検討対象の23業務のうち、16業務について導入したということで、これは大変大きな成果を上げたと思っております。残り7業務ですけれども、平成29年度以降、可能なものから導入することにしていきますので、今、7業務については、地方団体と関係省庁がございいますから、そこからヒアリングをしているところです。どちらにしても、これは平成29年度の地方交付税法改正案に反映させなければいけませんので、年内に結論ということで検討しています。ただ、国会での議論では、どうしても「トップランナー方式」になじまないものもあるのではないかとか、かなり厳しい御意見も出ているということです。

2点目ですけれども、「まち・ひと・しごと創生事業費」を、成果を反映した配分ということなのですが、平成28年度の算定では御理解いただいていると思っておりますが、地方版総合戦略を平成27年度に策定したばかりでしたから、取り組み始めてから成果が生じるまで、一定期間が必要だということで、取組の必要度と取組の成果の配分を変更していません。ただ、平成29年度以降について、今、地方団体の取組の成果の実現具合の分析を進めています。ですから、この分析と地方団体の意見を踏まえて、取組の必要度から取組の成果へのシフトというものは、しっかり検討してまいります。こちらも、年内に結論を得るよう事務方に検討させているところです。

あとは、左下に「重点課題対応分」について、列記をしていただいているのですが、これも成果の検証の仕組みを構築すべき、との御指摘をいただきました。これがなかなか難しいのですが、「重点課題対応分」についての説明、どういうことに使っていただくことを期待しているかという説明については、会議など様々な場で申し上げます。ただ、地方交付税は使途の限定のない一般財源ということですから、まずは各事業の成果について地方団体において住民に対する説明責任を果たしていただくということで、地方議会でも適切に検証していただきたいと考えています。とにかく情報提供を更に徹底してまいります。

以上です。

(石原議員) それでは、伊藤議員、榊原議員、どうぞ。

(伊藤議員) 1つは、オブジーボの件なのですけれども、今さら言うまでもないですが、ほとんどは研究開発費ですから、10個売れるのと、100個売れるのと、1,000個売れるのでは、当然単価が違ってくるわけです。それは少しずつ調整していくのだろうと思うのですけれども、このデータで非常に衝撃的なのは、日本で開発した薬が英国では15万円で売られていて、日本では73万円で売られている。確かに、積極的に輸出するという意味では良いのかもしれませんが、ポイントは、日本の価格設定に柔軟性がない、機動性がないということだろうと思います。今回はもちろんしっかりやっていただけると思うのです

けれども、ある意味でいうと、こういう新しい薬がどんどん出てくること自身は好ましいわけですから、それにしっかりと対応できるような、柔軟な、財政に大きな負荷をかけない形で、しかし、こういう薬の恩恵が受けられるという意味で、更に検討していただきたいと思います。

もう一点は、先ほど時間がなかったので高橋さんは飛ばしたと思うのですが、資料3-2の3ページの図表は、結構大事だと思っていて、地域の医療費がこんなに違う、ということを受けた3ページの図で、丸で囲ってあるのでお分かりだと思うのですが、医療費が高いところは3つの要素があって、1つは入院回数が多いとか、入院数が多いということが同じように顕著に出てきていますし、2つ目としては、人口当たりの病床数が多いとか、医師数が圧倒的に多いという結果になっておりますし、第3では、地域によって違うのかもしれませんが、健康が重要という意味では、上位の方には、糖尿病とか、あるいは悪性新生物とか、肝疾患とか、色々なものがあるということで、これだけを見ると因果関係とは言えませんが、相当強い相関性があるということで、こちら辺が攻めどころだろうと思います。ですから、主体はあくまでも地域だと思うのですが、厚労大臣には、自治体がどういうふうに取り組んだら、こういうことを突破口にして地域の違いみたいなものを縮小できるか、医療費について、ぜひお考えいただきたいと思います。

(高橋議員) 今のことに関連して、いいですか。

(石原議員) 最後に球を受けますので、どうぞ。

(高橋議員) 今のことに関連して、先ほどの2ページの地域差の図表なのですが、今、伊藤議員もおっしゃいましたが、需要サイド、供給サイド、健康、この3つが影響していることはわかるのですが、具体的に何がどの地域でどう影響しているのかということは、これ以上私どもでは分析できません。

そこで、例えば1人当たり医療費が一番高いのが福岡県、一番安いのが新潟県なので、ただ、この2つの県だけだと特殊要因もあるかもしれないので、例えば上位5県と下位5県ぐらいで、具体的に需要サイド、供給サイド、健康づくり、どれが影響しているのかということ厚労省でお調べいただけないかということでございます。そうしないと、差があることはわかるのですが、どれが具体要因かということがわからないので、私どもはこれ以上議論が進められないので、ぜひそのところを分析いただけないかということです。いつもお願いで申しわけないのですが、お願いしたいと思います。

(石原議員) 榊原議員、どうぞ。

(榊原議員) 平成29年度の概算要求で示された自然増6,400億円を5,000億円に抑制すること、それから、改革工程表の社会保障分野の44項目の改革の着実な実現が必要だと考えます。特に重点化を含む給付の適正化、効率化の徹底、あるいは負担の適正化に関連した改革項目につきましては、本年中にしっかりと結論を得て、確実に改革を実行していくべきだと考えます。

それから、伊藤議員も指摘されたオプジーボですが、これは早期に大胆な引き下げを行

う必要があります。そして、平成30年の薬価改定においても、必要に応じて、更なる適正化を図る必要があると考えます。また、今回のケースのような、効能・効果の追加などに伴う期中の再算定の在り方についてのルールを、きっちりと見直す必要があると思います。

それから、一人当たりの医療費の地域差半減ですが、先ほど高橋議員も指摘されました入院については、効果的な対策を講じていく必要があると思います。その際、長期療養型の介護療養病床などについては、予定どおり平成29年度末までの廃止が確実に実施されることを前提にすべきだと考えます。

私からは、以上です。

(石原議員) 新浪議員、お待たせいたしました。

(新浪議員) 先ほど高橋議員からございましたように、1人当たりの医療費の地域差半減目標に関して、一番大きな入院費の計算がきちんとされていないというところは、その取組の姿勢を問われてしまうのではないかと。残り少ないが、12月末までに、ここはKPIをしっかりと作って、これが実現できるようにしていただかないと、せっかく今まで議論していたことが意味の無いものになってしまうのではないかと。

もう一つ、オブジーボは皆様おっしゃられたとおりで、計算根拠が違うので、ルールづくりとして、こういう高額な薬は、期中であっても薬価を変えられるような体制づくりをしたらどうかと思うわけです。現在検討されているオブジーボの下げ幅は最大で25%と伺っておりますが、50%以上下がっても、然るべきだと思います。これは、最終的に国民のQOLにつながるという意識が非常に重要だと思うわけです。多くの方が恩恵を被むれるということもございますので、先ほど榊原議員からもございましたように、2年に1回というルールに加え、こういうこともできるということをしっかりやるべきだと思います。

それと、混合介護でございます。資料3-1の途中で、「介護事業分野の規制緩和・イコールフットイング」とございます。介護に関しては生産性向上というのが大変重要でございます。具体的に言いますと、介護士が要介護者とその家族の食事を一遍に作る事ができないが、一緒に作らないと生産性が悪い。現場の生産性向上のために何をしたら良いか、もう一度、制度そのもの、今の運用の在り方を考えるべきだと思います。

介護に関してもう一つ大きいのは、モラルハザードが起こっている点。つまり要介護の認定度を上げることが、売り上げが上がることにつながるわけで、これは医療費も同様なのですが、下げる、もしくはステイさせることにインセンティブを置く等、こういう仕組みも作る必要があるのではないかと。思います。

(石原議員) 歳出改革につきましては、今回1回で議論を閉じるわけではございませんので、塩崎臨時議員、お答えできるところまで、お願い申し上げます。

(塩崎臨時議員) 盛りだくさんの御要望をいただいて、ありがとうございました。一つひとつ、御指摘の点についてはそれなりの根拠があるお話だと受けとめて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

オブジーボの問題につきましては、2年に一遍というのは、調べたら、昭和62年5月に

中医協の建議書に、それまで割合ばらばらやっていたものを、おおむね2年に1回程度の全面改正になることはやむを得ない、という仕切りにして、ずっと慣行としてやってきたということでもあります。だからこそ、我々は既に期中で見直そう、そして、平成30年度の改定のときに更に切り込もう、こういうことをやろうとしているわけでありますので、先ほど申し上げたように、国民負担軽減の観点から、できる限りのことをまず緊急的にやり、そして、今、ルール化というお話がありましたが、それを含めて、平成30年度に向けてどうするかということを考えていきたいと思っております。

入院費の問題はおっしゃるとおりでありますので、どのようになっているのか、私どももしっかりと中を見てまいりたいと思っております。

介護の問題もありました。こういったことは、一つひとつの要介護度をよくすることが大事なので、これは介護保険の基本中の基本であります。自立と重度化阻止でありますから、そのことを考えてみれば、保険者が自らの問題として、主体的に、真剣に取り組むということ、我々がそういう方向にもっていくことが大事なのだろうと思っておりますので、そういう方向で、今、やっております。

今回、支払基金改革のことを申し上げましたが、実は介護が国保連のほうに入っています。こちらと被用者保険の支払基金と、両方一緒に保険者改革につながるような改革を進めていこうと考えておまして、それが今、お話のように地域差を解消するためのそれぞれの保険者の努力にもつながってくると考えておりますので、御理解を賜ればと思います。

療養病床の見直しについても、しっかりとやっていきたいと思っております。

色々な議論があると思いますが、いずれにしても、それはいただいている宿題でありますので、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

(石原議員) 手短にどうぞ。

(高橋議員) がらっと変わりました、水道のお話なのですがけれども、先ほどの最後のページをもう一度ご覧いただきたいのですが、四国を見ますと、後ろから3番目に徳島県があって、これは広域化ゼロでございます。しばらくいくと、香川県がありますが、これも非常に低いのですが、香川県は平成30年までに県内一水道にするということで取組をしております。ところが、隣の徳島県については、なぜ進まないか聞くと、3事業者が一緒にならないと、広域化の補助金が出ないということなので、2自治体だと補助金が出ないということらしいのです。それで進まないという話を聞いたのですが、もしそうだとすると少しおかしいと思うので、その辺の実態をお調べいただければと思います。

以上です。

(石原議員) どうぞ。

(塩崎臨時議員) 香川県は補助金について、広域化をするので、相談がありました。そこについても対応していますから、できないことはないと思っております。

(高橋議員) 香川県はもうやると言っています。

(塩崎臨時議員) 香川県は、知事と私も話をしています。したがって、他についてもそういう隘路があるとは思えないです。

(高橋議員) 香川県は大丈夫だと思います。

(塩崎臨時議員) 香川はもちろんやると言っているわけですから、我々とも話をしています。

(高橋議員) 徳島が3自治体でないと、だめだと言われているということです。

(塩崎臨時議員) そのところは、話をしてみたいと思います。

(高橋議員) お願いします。

(石原議員) それでは、ここでプレスを入れさせていただきます。

(報道関係者入室)

(石原議員) それでは、総理、よろしくお願いいたします。

(安倍議長) GDP600兆円という目標に向け、日本経済の潜在成長率を上げていくためには、イノベーションを起こし続けることが重要です。このため、官民一体となって研究開発投資を拡大していかなければなりません。

関係大臣には、民間議員からの提案も踏まえ、適切な資源配分により民間投資の誘発効果を最大限高めるよう、科学技術・イノベーション予算の抜本的な強化策を取りまとめていただきたいと思います。

加えて、潜在成長率を高めるためには、いかに民間投資を引き出せるかが鍵です。民間研究開発投資の積極的な拡大について、産業界の一層の協力を期待しております。

専門調査会には、年末までに議論を深めていただき、その報告を踏まえ、再度議論したいと思います。

また、2020年度の財政健全化目標を達成するためには、歳出改革を着実に推進していかなければなりません。

本日は、平成29年度の予算編成に向けて、重点的に取り組むべき改革について議論を開始しました。民間議員からは、一人当たり医療費の地域差半減を徹底すべき、高額薬剤について状況変化に応じて特例的な対応をすべき、などの指摘がありました。

塩崎大臣を始めとして、関係大臣には、今後、議論を深めて対応策を具体化し、歳出改革を加速していただきたいと思います。

(石原議員) それでは、プレスの皆様は、御退室をお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

(石原議員) それでは、以上をもちまして、会議をお開きとさせていただきます。

(以 上)